

第 2 2 期 第 3 3 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 4 月 3 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二 本 柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	木 村 慶 造
	〃	松 下 誠四郎
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
県 側	水産振興課 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	総括主幹	白 板 孝 朗
	主 幹	東 野 敏 及
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案

議案第 1 号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第 2 号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

5 審議結果

議案第 1 号：原案どおり答申することに決定された。

議案第 2 号：申請どおり承認することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第33回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第33回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項4件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と南谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号の資料について説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明があります。

事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、説明させていただきます。

議案第1号についての県からの補足説明ですけれども、資料を1枚おめくりください。

2ページ目でございます。

これまでのとおり、左端の漁業種別、それから漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について説明させていただきます。

最初は、うに潜水器漁業でございます。

八戸市に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協の組合員ということになっております。

許可すべき漁業者の数は、1人ということでございます。

引き続き、3ページ目を御覧ください。

3ページ目は、小型いか釣り漁業、するめいかでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当するという事で奥戸漁協の1隻となっております。

引き続いて4ページ目を御覧ください。

同じく、小型いか釣り漁業、自家用釣り餌用ということでございます。

東津軽郡、むつ市、下北郡に住所を有する者。青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当するという事で、こちらも同じく奥戸漁協の1隻というふうになってございます。

県からの補足説明は以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、議案第1号については諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、議案第1号は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号につきまして、御説明いたします。

いか釣り漁業の承認漁業における相続・承継・代船等にあたらな新規操業承認につきましては、資料4の内規にありますとおり、青森県沖合海域におけるいか釣り漁

業等、総トン数5トン未満の操業承認、対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされております。

去る2月7日付けで発動されました委員会指示に基づき、今回、資料1及び資料2のとおり、佐井村漁協から1件、大畑町漁協から2件の新規の申請がございました。

添付されました申請理由書から、いずれも漁業経営の安定を理由とするものであり、漁協からの副申により、着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれると推察されます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

令和5年度のいか釣り承認件数と今年度の承認件数の比較でございます。

1、県内の方ですけれども、表の一番下の中ほどに東部海区の申請件数ということで、268隻の申請がございました。

本資料にはございませんが、西部委員会分、159隻ございまして、計427隻となりまして、内規で定めている枠数である490隻以内に収まる状況となっております。

また、2の表、県外でございしますが、東部委員会分は14隻、西部委員会分は10隻となっております、合計で24隻、これも内規の70隻以内となっております。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の申請について、水揚げを通しての地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議をお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

野月副参事。

水産振興課 野月副参事

この議案第2号についての県から補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、今回の新規申請については、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号について、申請どおり承認することに決定いたします。

以上、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「知事管理漁獲可能量の変更について（報告）（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」についてを県から報告願います。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

それでは、県の方から御報告させていただきます。

報告資料1を御覧ください。

特定水産資源であるくろまぐろに係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について御報告ということになります。

令和6年3月21日付けで、県は漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表してございます。

変更内容については、表にございますとおり、30キログラム未満の小型魚が361.2トンから12.3トン減って、348.9トン、30キログラム以上の大型魚、こちらが565.3トンから32.7トン減って、532.6トンとなってございます。

これらは、国からの要望調査に基づいて、協定管理委員会への照会に対する回答を受けまして、消化の見込みがない本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものでございます。

なお、これらの計画の変更につきましては、法第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係者、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け青水振第1343号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

県からの報告は以上でございます。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問もないようですので、続いて、②の「令和5年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験結果について」を県から報告願います。

水産振興課 長根総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、長根総括主幹。

水産振興課 長根総括主幹

それでは、県から説明させていただきます。

報告資料の2を御覧願います。

令和5年度のまだら底はえなわ漁業の試験操業の結果について説明いたします。

記以下になります。

内容といたしましては、1、契約委託者数が2名となっております。

2は飛ばしまして、3の操業日数、これは2隻の延べ日数になりますが、149日。

4、試験結果、これにつきましては、次のページの2ページ目の表を御覧願います。

上段が5年度、下段が4年度となっております。

具体の2隻合計の数値となっております。

左側、表の上の左側の方を御覧ください。

漁獲尾数ですが、マダラにつきましては、約1万5千尾、キチジにつきましては2万2千尾、メヌケ類が500尾。マダラの1日当たりの漁獲尾数が100尾となっております。率といたしまして39.5%。

次に漁獲重量ですけれども、マダラですが、トン数に換算しまして34.2トン、キチジにつきましては9.8トン、メヌケが2.3トン、その他が18トンとなっております。

参考情報となりますが、魚種といたしましては、地方で言われます「ドンコ」は、標準和名のエゾイソナメ、スケトウダラ、地元でいいます「カラスハモ」標準和名イラコアナゴになりますが、主にこういった魚類が混獲されております。

合計となりますが、全体で64.6トンとなります。

1日当たりのマダラの漁獲数量が229.7キログラムとなります。1尾当たりのサイズにつきましては、マダラが2.31キログラム、キチジが0.44キログラム、メヌケ類が4.63キログラム。

次に金額となりますが、4,717万ということになります。

一番右側の有漁日数、獲れた日数となりますけれども、マダラにつきましては100日、キチジが134日、メヌケ類が80日。率にいたしまして、マダラが67%、キチジが90%、メヌケ類が54%となっております。

総じて、マダラの漁獲率、数量が減少しております。

加えて、全魚種のサイズが小型化しております。

次に3ページを御覧願います。

試験操業の位置図になります。左側が、左側の列が5年度、右側が4年度になります。マダラ、キチジ、メヌケ類ともに令和5年度につきましては、4年度に比較しまして、北西側に延伸しております。

資料の1ページに戻ります。1ページを御覧願います。

5の底はえなわ漁業に対する他種漁業の意見等の有無につきましては、別紙のとおりとなっておりますが、資料の添付は省略させていただきまして、内容といたしましては、一部の団体から要領にある隻数の削減に係る意見があったものの、昨年どおりの実施要領とするのが妥当であると意見集約が図られたので、県では、4月16日付けで昨年と同じ内容で要領を策定し、関係団体に通知しております。

以上となります。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問もないようですので、続いて、③の「令和6年度年間計画について」を事務局から報告願います。

局長。

三橋事務局長

それでは、報告資料3を御覧ください。

令和6年度年間計画ということで表になっております。

表は、縦に3列となっておりますが、一番左が東部海区となっております。

4月から来年3月まで、年間で委員会11回を予定しております。

これは、漁業の許可の制限措置の議案のためで漁業管理グループと現時点ですり合わせしたものでございます。

これに加えて、栽培資源管理グループからの諮問や報告などもございますし、場合によっては、緊急に開催することもあるかもしれませんが、現時点の予定では、表のとおりとなっております。

それから、表の方に記載しておりますが、3月、一番下のところに、3月をもって、第22期の任期満了ということになっております。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

御質問もないようですので、続いて④の「令和6年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告願います。

局長。

三橋事務局長

それでは、報告資料4を御覧ください。

令和6年度の県のメンバーでございます。

農林水産部長が昨年度次長でありました成田澄人氏となっております。

また、これに伴いまして次長の方、昨年度、農林水産政策課長であった栗林豊氏となりました。

水産局でございますが、局長、水産振興課長、水産振興課課長代理は異動ございま

せん。

漁港漁場整備課は成田課長、一戸課長代理ということで異動がございました。

その他は資料のとおりでございますので、後ほど御覧ください。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

御質問もないようですので、それでは、これで議事を全て終了し、以上、これをもちまして第22期第33回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分